

# 16 軽油引取税の課税状況

## (1) 軽油の引取数量の状況

区 分		数 量 ・ 件 数	
引 取 数 量		252,951 kl	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量		32,054 kl	
差 引 -		220,897 kl	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	2,084 kl	
	元 売 業 者 0.3/100	37 kl	
	計	2,121 kl	
課 税 標 準 量 -		218,776 kl	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 )	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2 )	0 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	炭化水素油の消費量 (法144の2 )	2 kl	
	課税対象とならない数量	1 kl	
	みなす課税された軽油の消費・譲渡 (法144の3 )	1 kl	
	課税対象とならない数量	0 kl	
	みなす課税された軽油の輸入量 (法144の3 )	0 kl	
	その他	439 kl	
	課税対象とならない数量	38 kl	
	計	442 kl	
	課税対象とならない数量の計	39 kl	
課 税 標 準 量 -		403 kl	
合 計 +		219,179 kl	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0 件
		登 録 数	18 件
		事 務 所 等 の 数	2 件
	特 約 業 者	本 店 の 数	34 件
		登 録 数	140 件
		事 務 所 等 の 数	132 件
	計	本 店 の 数	34 件
		登 録 数	158 件
		事 務 所 等 の 数	134 件
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0 件
		事 務 所 等 の 数	0 件
	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0 件
事 務 所 等 の 数		0 件	

- (注) 1. 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう (法144の14 )。
2. 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量 (法144の2 )、特約業者の自己消費(法144の3 )、元売業者の自己消費(法144の3 )、免税軽油の譲渡(法144の3 )、免税軽油の用途外使用(法144の3 )によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22 (法144の25 の準用含む))により課税された軽油の合計数量をいう。
3. 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2 )、特約業者の自己消費(法144の3 )及び元売業者の自己消費(法144の3 )によりみなす課税された経路から控除された数量の合計数量をいう。



区 分	免税軽油使用者数等	数 量 (kl)	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発		
			件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	
法附則第十二条の二の七第一項 第五号関係	倉 庫 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貨 物 利 用 運 送 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二種貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 棄 物 処 理 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体の長の許可等を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国土交通大臣の許可を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木 材 加 工 業	6	50	0	0	0	0	0	0	0	0
	木 材 市 場 業	2	51	0	0	0	0	0	0	0	0
	パ ー ク たい 肥 製 造 業	1	49	0	0	0	0	0	0	0	0
	索 道 事 業	3	183	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計 (B)	135	6,909	1	5	0	0	0	0	0	0	
アメリカ合衆国軍隊関係(C)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
外国公館等の暖房用ボイラー関係(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)	175	32,054	1	5	0	0	0	0	0	0	